

○国土交通省告示第七百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年 六月二十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道188号改築工事（柳井バイパス）（山口県柳井市柳井字江ノ浦地内から同市柳井字宮本塩浜地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 山口県柳井市柳井字江ノ浦、字三本松、字春日尻、字宮本塩浜及び字宮本塩浜地先埋立地地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山口県柳井市柳井字稲積地内から同市南町四丁目地内までの延長3.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道188号改築工事（柳井バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道188号は、岩国市を起点とし、柳井市及び光市等を経由して、下松市に至る延長71.6kmの主要幹線道路である。

本件区間に対応する現一般国道188号（以下「現道」という。）は、瀬戸内海の沿岸地域を東西に結ぶ唯一の主要幹線道路であるにもかかわらず、狭小な2車線道路であることから自動車交通が集中し、特に朝夕の通勤時間帯には通過交通と域内交通が混在し、交通混雑を引き起こしており、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、柳井市柳井字行年地内で18,483台／日、混雑度は1.46となっている。

本件事業の完成により、当該地域における自動車の通過交通と域内交通との分散がなされ、現道における交通混雑が緩和されるとともに、安全かつ円滑な自動車交通が確保され、あわせて整備される自転車歩行者道により、自転車及び歩行者の安全性が確保されることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年5月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境影響評価を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和及び安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和49年1月25日に都市計画決定され、平成14年12月20日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、交差点計画を変更した

こと及び擁壁構造から盛土構造に変更したことを除き、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、柳井商工会議所会頭を会長とする一般国道188号柳井バイパス建設促進委員会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山口県柳井市役所